

○鳥取市テニスコールの設置及び管理に関する条例施行規則

昭和55年4月1日

鳥取市教育委員会規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、鳥取市テニスコールの設置及び管理に関する条例（昭和55年鳥取市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（本条…一部改正〔昭和57年教委規則10号〕）

(使用期間及び使用時間)

第2条 鳥取市テニスコール（以下「テニスコール」という。）の使用期間及び使用時間は、次のとおりとする。ただし、鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたとき又は指定管理者が必要と認めた場合で、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、これを変更することができる。

(1) 鳥取市千代テニスコール

使用期間	使用時間	備考
5月1日から8月31日まで	午前9時から午後7時まで	準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
9月1日から12月28日	午前9時から午後5時まで	
1月4日から4月30日まで		

(2) 鳥取市城北テニスコール

使用期間	使用時間		備考
	昼間使用	夜間使用	
5月1日から8月31日	午前9時から午後7時	午後7時から午後9時	準備及び原状回復

日まで	時まで	時まで	に要する時間を含むものとする。
1月4日から4月30日まで及び9月1日から12月28日まで	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	

(3) 鳥取市福部町テニスコート

使用期間	使用時間	備考
5月1日から8月31日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）	午前8時30分から午後7時まで	準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
9月1日から12月28日まで（休日を除く。）	午前8時30分から午後5時まで	準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
1月4日から4月30日まで（休日を除く。）		

(4) 鳥取市気高町龍見台テニスコート

使用期間	使用時間	備考
1月4日から12月28日まで	午前8時30分から午後7時30分まで	準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

(5) 鳥取市青谷町グラウンドテニスコート

使用期間	使用時間	備考
1月4日から12月28日まで	午前9時から午後10時まで	準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

（本条…全部改正〔昭和57年教委規則10号〕、一部改正〔平成16年教委規則45号〕、見出・本条…一部改正〔平成18年教委規則4号〕、本条…一部改正〔平成25年教委規則10号・27年10号・令和3年13号〕）

(使用の許可手続)

第3条 条例第3条の規定によりテニスコートの使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ使用許可申込書(様式第1号)を教育委員会(指定管理者に管理を行わせる施設にあっては、当該指定管理者。この条、次条、第7条及び第9条において同じ。)に提出しなければならない。

2 前項の申込みは、その申込みに係る使用月の前月の1日からとする。ただし、教育委員会において特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(2項…一部改正〔平成4年教委規則7号〕、1・2項…一部改正〔平成18年教委規則4号〕)

第4条 教育委員会は、前条の申込みについて使用を許可したときは、使用許可書(様式第1号)を交付するものとする。

2 前項の許可は、使用の申込順とする。ただし、教育委員会において必要と認めた場合は、その順位を変更することができる。

(1・2項…一部改正〔平成18年教委規則4号〕)

第4条の2 前2条の規定にかかわらず、鳥取市とっとり施設予約サービスによる公共施設の利用に関する規則(平成25年鳥取市規則第5号)第2条に規定するとっとり施設予約サービスを利用して使用の許可の手続きを行う場合にあっては、同規則に定めるところによるものとする。

(本条…追加〔平成25年教委規則10号〕)

(使用料の減免)

第5条 条例第6条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用許可申込書の提出と同時に、使用料減免申込書(様式第2号)を教育委員会に提出しなければならない。

(本条…一部改正〔平成18年教委規則4号〕)

(使用料の返還)

第6条 条例第8条の規定により使用料の返還を受けようとする者は、使用料返還請

求書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

（本条…一部改正〔平成18年教委規則4号〕）

（施設、設備、器具等のき損又は滅失の届出）

第7条 テニス場の施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、直ちにその理由を付して、き損（滅失）届（様式第4号）により教育委員会に届け出なければならない。

（本条…全部改正〔平成18年教委規則4号〕）

（指定管理者に管理を行わせる施設の申込書等の様式）

第8条 第3条第1項、第4条第1項及び前条に規定する申込書等の様式は、指定管理者に管理を行わせる施設にあつては、当該指定管理者が別に定める。

（本条…全部改正〔平成18年教委規則4号〕）

（委任）

第9条 この規則で定めるもののほか、テニス場の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（本条…全部改正〔平成18年教委規則4号〕）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年8月31日教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年3月30日教委規則第7号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月30日教委規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の教育委員会規則の規定により作成され、使用さ

れている用紙については、当分の間、使用することができるものとする。

附 則（平成12年3月24日教委規則第18号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年9月28日教委規則第4号）

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成16年10月29日教委規則第45号）

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日教委規則第4号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日教委規則第10号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月30日教委規則第10号）

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日教委規則第13号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条、第4条関係)

鳥取市テニス場使用申込書				No. _____
使 用 コ ー ト	テニス場(コート) 第 _____ コート(計 面)			
使 用 日 時	年 月 日 午 ^前 後 _____ 時 _____ 分から 午 ^前 後 _____ 時 _____ 分まで			
使 用 目 的			使用予定人員	人
臨時施設の状況				
入 場 料 そ の 他 の 状 況				
使 用 料			(収納)	年 月 日
<p>上記のとおり使用したいので、申し込みます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鳥取市教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 (団体名) 申込者 氏 名 連絡先 電 話</p>				

鳥取市テニス場使用許可書				No. _____
使 用 コ ー ト	テニス場(コート) 第 _____ コート(計 面)			
使 用 日 時	年 月 日 午 ^前 後 _____ 時 _____ 分から 午 ^前 後 _____ 時 _____ 分まで			
使 用 者				
臨時施設の状況				
<p>上記のとおり許可します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">鳥取市教育委員会 印</p>				
使用料収入済	印			

様式第2号(第5条関係)

鳥取市テニスコート使用料減免申込書

年 月 日

鳥取市教育委員会 様

住 所
(団体名)
申込者 氏 名
連絡先
電 話

鳥取市テニスコートの設置及び管理に関する条例第6条の規定により、テニスコートの使用料の減免を申込みます。

使 用 コ ー ト	テニスコート(コート) 第 _____ コート(計 _____ 面)			
使 用 日 時	年 月 日	前 後	時 分から 前 後	時 分まで
使 用 目 的		使 用 予 定 人 員		人
使 用 料 の 額		円	※ 減 免 決 定 額	円
減 免 申 込 の 額		円		
減 免 を 必 要 と す る 理 由				

様式第3号(第6条関係)

鳥取市テニスコート使用料返還請求書

年 月 日

鳥取市教育委員会 様

住 所
(団体名)
申込者 氏 名
連絡先
電 話

テニスコートの使用を取りやめましたので、鳥取市テニスコートの設置及び管理に関する条例第8条ただし書きの規定により、既納使用料の返還を請求します。

使 用 コ ー ト	テニスコート(コート) 第 _____ コート(計 _____ 面)				
使 用 日 時	年 月 日 午 前 _____ 時 分から 午 前 _____ 時 分まで 後 _____ 時 分まで				
使 用 目 的				使 用 予 定 人 員	人
返 還 理 由					
※ 内 訳	既 納 使用料	返 還 額	※ 使 用 許 可 申 込 書	受 付 番 号	第 _____ 号
	円	円	申 込 書	収 納 日	年 月 日

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

き損(滅失)届

鳥取市教育委員会 様

届出者 住所
氏名
連絡先



次のとおり、き損(滅失)したので届けます。この損害については、鳥取市テニスコートの設置及び管理に関する条例第12条第1項の規定により、指示された方法により賠償します。

き損(滅失)したとき	き損(滅失)箇所(物件)	数量	き損(滅失)の理由及び内容又は程度
年 月 日 時 分			
年 月 日 時 分			
年 月 日 時 分			

様式第1号（第3条、第4条関係）

（本様式…一部改正〔昭和57年教委規則10号・平成5年3号・12年18号・16年45号〕）

様式第2号（第5条関係）

（本様式…一部改正〔昭和57年教委規則10号・平成5年3号・16年45号・18年4号〕）

様式第3号（第6条関係）

（本様式…一部改正〔昭和57年教委規則10号・平成5年3号・16年45号・18年4号〕）

様式第4号（第7条関係）

（本様式…追加〔平成18年教委規則4号〕）